

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決  
処分する。

平成26年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市条例第 号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の6第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第10条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り，同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は，平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成25年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。